

ジャックスリース契約及び保証委託申込書兼同意書（車両仕入れ）

○ジャックスリース株式会社 御中（賃貸人）

○株式会社ジャックス 御中（保証会社）

申込者及び連帯保証人予定者は、右記の個人情報の取扱に関する同意条項及び別紙ジャックスリース契約条項に同意したうえで、貸与人及び保証会社に対してジャックスリース契約及び保証委託契約の申込をします。連帯保証人予定者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする場合、申込者から本契約締結までに民法で明記された情報の提供を受けたことを確認の上、申込みします。

※申込者、連帯保証人予定者欄はそれぞれ自署でご記入ください。 ※法人のお申込みの場合、代表者名もご記入ください。

①車の内容	車名		②リース料	リース期間（回数）	回	見積番号
	グレード			頭金（税込）	円	
	年式			ボーナス加算（税込）	円× 回	夏 月 / 冬 月
				月額リース料（税込）	円	
リース料総額（税込）	円					
残存価格	円					
登録予定月（リース開始月）	年 月					
支払開始月	登録予定月（リース開始月）の翌々月から（初回のみ2ヵ月分）					
リース方式	1. オープンエンド	2. クローズドエンド				
リース契約区分	1. ファイナンスリース	2. メンテナンスリース				

●申込日	20 年 月 日
------	----------

●申込者（賃借人）

お名前	フリガナ		印	運転免許証番号				
				自 宅 電 話		() -		
				携 帯 電 話		() -		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)			性別	法人 ・ 男 ・ 女			
ご住所	フリガナ 〒 -			ご住居	1.自己所有 住宅ローン 居住年数		年	
					2.家族所有 無 ・ 有 5.賃貸 8.社宅・官舎 10.寮			
				ご家族	配 偶 者 有 ・ 無 税込年収		万円	
					子 供 氏 () 人 親兄弟他 () 人			
ご職業	a. 自営業 b. 公務員 c. 会社員 d. パート・アルバイト e. 派遣社員 f. 年金受給 g. その他 ()			ご利用のローン	有 ・ 無 有の場合 (件 万円)			
勤務先	会社名	フリガナ		電話番号	() -		勤続年数	
				所属／役職			年	
	所在地				業種			職種
					01. 公的機関 10. 情報処理 18. サービス 02. 管理 10. 接客・販売 03. 医療機関 11. 土木・建築 19. 娯楽・飲食 06. 事務 13. 外交員 04. 製造・整備 12. 小売 21. 自由 07. 営業 X. その他 05. 農林水産 13. 運輸・倉庫 23. その他 08. 技術 07. 金融・保険 17. 不動産 [] 09. 運転 []			

●連帯保証人予定者

お名前	フリガナ		印	運転免許証番号			
				自 宅 電 話 () -			
				携 帯 電 話 () -			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)			性別	法人 ・ 男 ・ 女		
ご住所	フリガナ 〒 -			ご住居	1.自己所有 住宅ローン 2.家族所有 無 ・ 有 5.賃貸 8.社宅・官舎 10.寮	居住年数 年	
				ご家族	配 偶 者 有 ・ 無 子 供 () 人 親兄弟他 () 人	税込年収 万円	
ご職業	a. 自営業 b. 公務員 c. 会社員 d. パート・アルバイト e. 派遣社員 f. 年金受給 g. その他 ()			申込者との関係	1. 親族 2. 第三者 3. 親戚 4. 代表者 (法人のみ)		
勤務先	会社名	フリガナ	電話番号	() -	勤続年数 年		
			所属／役職				
	所在地		業種			職種	
			01. 公的機関 10. 情報処理 18. サービス		02. 管理 10. 接客・販売		
			03. 医療機関 11. 土木・建築 19. 娯楽・飲食		06. 事務 13. 外交員		
04. 製造・整備 12. 小売 21. 自由			07. 営業 X. その他				
		05. 農林水産 13. 運輸・倉庫 23. その他		08. 技術 []			
		07. 金融・保険 17. 不動産 []		09. 運転 []			

個人情報取扱いに関する同意条項

(以下、申込者及び賃借人を「甲」、賃貸人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条（個人情報収集・保有・利用）

- 甲及び乙連帯保証人（以下「連帯保証人」という）は、ジャックスリース契約及び保証委託契約（本申込みを含む。以下「本契約」という。）を含む乙及び丙の取引に係る年判別及び年判後の管理のため、並びに今後乙及び丙の取引に係る年判別及び年判後の管理のために以下の情報（以下これら総称して「個人情報」という。）を乙及び丙が保護措置を講じた上で収集すること（除く、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。）並びに乙及び丙が関与する期間には以下の各条（以下「本契約」という。）に基づいて乙及び丙が保有する個人情報、乙及び丙が第三者に提供することに同意します。
- ① 甲及び乙連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先（勤労の先）、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本申込みを特定するための情報（本契約締結後に乙及び丙が甲及び乙連帯保証人から通知を受け、又は乙及び丙が適法かつ公正に収集した）等により知り得た変更情報を含む。以下同じ）
- ② 本契約に関する乙と甲、契約日、ご利用内容、リース車両、リース料、リース期間、保管場所、支払方法、振替口座、メンテナンス・サービス契約内容
- ③ 本契約に関する支払開始後の利用履歴、月々の返済状況、中絶解約を受け付けた事実
- ④ 本契約に関する甲及び乙連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、甲及び乙連帯保証人が申告した甲及び乙連帯保証人の資産、負債、収入、支出、及び丙が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ⑤ 本契約に關し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は乙及び丙が認められた場合に、甲及び乙連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は犯罪等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内情報
- ⑥ 本契約に係る自動車検査簿を取得し（電子的取得を含む）、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内情報
- ⑦ 法令等に基づき、甲及び乙連帯保証人が提出した記入証明書の記載内情報
- ⑧ 電話番号、住宅地図、登記簿謄本、官報等の一般に公開されている情報
- ⑨ 乙及び丙へ届出た電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- ⑩ 甲及び乙連帯保証人が丙のホームページ等へアクセスした際の内容、サービスご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等
2. 甲及び乙連帯保証人は、本契約に基づき精算及び当該リース契約の履行のため乙及び丙が第1項②③④⑤⑥⑦の個人情報（何れ、乙及び丙が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況を除く）を収集し、又は丙らに之を提供し利用することに同意します。
3. 甲及び乙連帯保証人は、丙が契約に関する債務義務及び年判後債権管理、回収業務の一部又は全部を、丙に提携先企業（以下「提携先企業」という。）に委託し、丙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報及び乙及び丙の債務（コンピュータ事務、代金決済業務、メンテナンス・サービスの提供）の提供に顧客からの問い合わせ、債権管理、債権回収業務等の一切の業務がこのに付随する債務等）を国内及び外国にある第三者に業務委託する場合に、乙及び丙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報をも当該業務委託先に提供することに同意します。
5. 甲及び乙連帯保証人は、乙及び丙が法令（強制力を伴っている場合に限る。）及び乙及び丙が共同の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して第1項により収集した個人情報を提供することに同意します。
6. 甲及び乙連帯保証人は、本契約に基づき精算及びリース契約の履行のために、第1項①②の個人情報（ジャックスリース契約書保証委託契約書記載の販売店及び本契約の対象となる商品・サービスに係る当社の提携先企業（以下、併せて「提携先企業等」という。））に提供し利用することに同意します。
7. 甲及び乙連帯保証人は、本契約に基づきリース車両を乙が利用する場合に、車両登録のため、乙が乙の仕入れ先・売主に対して第1項①②の個人情報を提供し利用することに同意します。
8. 甲、乙及び丙が第1項により収集した個人情報をも、民営法第45条の2に基づき連帯保証人の請求があつた場合に、本契約の連帯保証人に対して、丙の債務の履行状況に関する情報の提供義務を乙及び丙が負担すること、提供することに同意します。
9. 甲及び乙連帯保証人は、乙が下記に定める提携先企業に対して、公称報酬の支払い及びメンテナンス管理等の支払いを利用目的として、第1項①②③⑥の個人情報を提供し、当該提携企業が利用すること同意します。
- 利用会社名：三菱オートリース株式会社
108-8411 東京都港区芝5-33-11 TEL 0120-953-304
●利用会社名：株式会社ナルネットコミュニケーションズ
486-0852 愛知県春日井市井市場町5-1-16 TEL 0120-077-960

第2条（個人情報との与信等の目的外の利用）

甲及び当番保証人は、乙及び丙が下記の目的のために第1条第1項の個人情報を利用し、電子メール・タレクメール・ファックス・電話・SMS（ショートメッセージサービス）・その他インターネット上の連絡等により案内することにご同意します。

- ①乙のコース事業、オートオークションの中継事業における管理・サービス提供、宣伝物等のお知らせに利用するため。
- ②丙のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、商品・物貨事業等における市場調査、商品宣伝、商品サービスのお知らせ等に利用するため。
- ③丙以外の第三者に委託し、当該丙の商品・サービス等の営業内容に利用するため。
- ④丙の情報処理サービス（データ検索・統計サービス、あるいは印刷サービス）へ発送・発注サービス等。これら丙が提携先企業等から委託する場合を含む。なお丙の市場調査、商品販売、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。ちなみに、上記の丙の提供される事業内容については、丙のホームページ（URLは：<https://www.jaccs.co.jp/>）をご覧ください。

第3条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

1. 甲及び乙連帯保証人は、信用情報機関が保有する信用情報に関して下記の手続きに同意します。
- (1) 丙は、甲及び乙連帯保証人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認番号の記号番号等、住所、所等）を、丙が所望する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という。）に提供し、甲及び乙連帯保証人に関する信用情報（（3）1）に定める情報を含む。）を下記（注）をそれら信用情報機関に照会します。
- （2）上記1）の照会により、これら信用情報機関間甲及び乙連帯保証人の個人情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け甲及び乙連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
- （注）個人の実支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟店事業者」という。）に提供することを業とするものをいいます。

別表1	登録情報	1. 本条件の申込みに係る事実(本人を特定するための情報及び申込の事実)	2. 本契約に係る事実(本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	3. 左記、本契約に係る事実(債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合)
	会社名			
登録期間	株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	丙が信用情報機関に照会した日 から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了 後5年以内	契約期間中及び契約終了 後5年間
	株式会社日本信用情報機構 (JICC)	丙が信用情報機関に照会した日 から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了 後5年以内(但し、債権 譲渡の事実に係る情報に ついては当該事実の発生日 から1年以内)	契約継続中及び契約終了後 5年以内

- 甲及び乙連帯保証人は、信用情報提供への信用情報の提供に同意して下記の事項に同意します。1) 丙は、甲及び乙連帯保証人に係る本契約に基づく取扱いに定める信用情報を、丙が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において別表1に定める期間保存され、3に記載の方法により利用されます。
- (2) 上記1)より、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。
- a. 株式会社シー・アイ・シー
甲及び乙連帯保証人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等）、住所、勤務先、勤務先電話番号等）※ 申込、契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約号、契約額、商品名及びその数量、回数、期間、支払回数等）。支払金額※
- b. 株式会社日本信用情報機構
甲及び乙連帯保証人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号等）、連帯保証証等の記号番号等）※ 契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、返済回数、返済予定額、返済済回数、未返済回数、未返済残高、支払済元金、未返済元金、未返済元金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞率、延滞解消等）及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制執行、破産宣告、債権放棄等）の全部又は一部。

- 申込みを承認保証人は、丙が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下の甲が利用することを、及び加盟事業者へ提供することを同意します。
- 1) 丙が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
 - ① 上記2)により、丙を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - ② 信用情報機関が収集した以外の情報
 - 2) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
 - 3) 丙が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
 - ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
 - ② 信用情報の分析等の処理及びそれに伴う数値等の情報の算出
 - ③ 加盟する信用情報機関は、信用情報(上記①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(上記①)を、提携信用情報機関を通じて別の加盟事業者へ提供します。
 - 4) 丙が加盟する信用情報機関に関する信用情報を利用する場合は電話番号を下記のとおりです。
丙が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号を下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。
 - 株式会社シー・アイ・シー（創設後法及び資金業法に基づき指定信用情報機関）
ナビダリア0570-666-414 (url: <https://www.cic.co.jp/>)
 - 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガードン」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
 - 株式会社日本信用情報機構（資金業法に基づき指定信用情報機関）
ナビダイヤル：0570-065-955 (url: www.jicc.co.jp/)
 - 株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
 - 2) 提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。
 - 全国銀行個人信用情報センター
TEL 03-3214-5020 (url: <https://www.zenginkyo.or.jp/paic/>)
 - 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第4条（個人情報情報の提供・利用）

1. 甲及び連帯保証人は、提携先企業等がリース事業、自動車販売事業におけるサービス・商品等のために利用するため、乙が個人情報等の措置を講じた上で第1条第1項①②③の個人情報を提供すること、及び提携先企業等（丙と提携先企業によるシステム連携による提供を含む。）が利用することと同意します。
2. 提携先企業等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、提携先企業等への個人情報の利用期間については、提携先企業等と個別に合意ください。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- ①及び②まで保証人氏名、及び丙、第3条で記載する信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に開示する個人情報の開示を以下請求することができます。
- ①及び丙に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、丙のホームページ（<https://www.jaccs.co.jp/>）によってもお知らせしております。
- ②信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の信用情報機関に連絡してください。
- ③提携先企業等に対して開示を請求する場合には、提携先企業に連絡してください。
- ④万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、及び丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条（本規約に不同意の場合）

- 乙及び丙は、甲及び連帯保証人が本申込みの必要な記載事項（ジャックスリース契約及び保証委託契約申込兼同意書で甲及び連帯保証人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合には、本契約をお断りすることがあります。

第7条（利用・提供中止の申出）

- 本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で乙又は丙が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の乙又は丙での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条（問合わせ等窓口）

- 個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。
- 【保証会社 ジャックス株式会社の問い合わせ窓口】
- カスタマーセンター（お客様相談室）
〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル5F
TEL 0570-550011
- 【リース会社 ジャックスリース株式会社の問い合わせ窓口】
- ジャックスリース株式会社
〒140-8517 東京都品川区東品川14-12-1 品川シーサイドサウスタワー17F
TEL 03-6327-2201

第9条（本契約が不成立の場合）

- 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込書の写し等は乙及び丙で一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条（本規約の変更）

- 本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

取扱店/紹介先		保証番号ご通知	
		ジャックスリース株式会社 御中	
		20 年 月 日	
		保証番号	

ジャックスリース契約条項

（以下、申込者及び賃借人を「甲」、賃買人を「乙」、保証会社を「丙」という）

【リース契約約款】

第1条（リース契約）

- 乙はジャックスリース契約条項の定めるところにより契約書記記載（以下単に「表記」とする）の自動車（以下「自動車」という）を甲にリース（賃貸）し、甲はこれを借り受けます。
- ジャックスリース契約（以下、「リース契約」という）は、甲、丙間の保証委託契約が成立することを条件に、乙が所定の手続を経て自動車リース契約の締結を承認したときに成立するものとします。
- 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
- 甲及び乙は、乙を自動車検査証等上の所有者、甲を自動車検査証等上の使用者として自動車を登録することに予め合意します。
- リース契約は、リース契約条項及び法令に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中での解除又は解約ができません。
- 甲及びリース契約に関して取引の任に当たる甲の役員又は従業員等（以下「取引担当者」という）は、同契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合、同法に基づき取引時確認に直ちに応じます。甲又は取引担当者が当該確認に応じない場合、乙は、同法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、これについて甲に対し何らの責任を負いません。

第2条（自動車の引渡し）

- 乙は、自ら又は乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
- 甲は、自動車の引渡しを受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他自動車につき甲が必要とする一切の事項を含む）がリース契約の内容に適合していない（以下、「自動車の品質等の不適合」という）状態 がないことを確認の上、自動車借受書を含む乙に交付します。
- 甲が乙に自動車借受書を手付したことをもって、乙から甲への自動車の引渡しが完了したものとみなします。
- 甲が自動車を点検する際に自動車の品質等の不適合を発見したときは、甲は、直ちにその旨を書面にて乙に通知し、この自動車の品質等の不適合の取扱いについて第13条に従います。但し、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。
- 天災地災、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、販売店に起因する引渡し遅延（登録又は引渡しの遅延）、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は、責任を負いません。
- 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告することなく通知のみで、リース契約を解除することができ、この場合、第22条に従います。

第3条（自動車の使用・保管）

- 甲は、自動車の引渡しを受けた時から善良な管理者の注意をもって自動車を 使用・保管し、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社 の定める取扱説明書及び整備手帳の指示事項を遵守します。
- 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を 使用・保管します。
- 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。
- 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わず修繕・修復を行います。また、自動車が修復不能な場合は、第19条の規定に従います。

前各条の項下に要した一切の費用については、リース料に含まれるものを除いて、甲の負担とします。

第4条（リース期間）

リース期間は、表記 記載のとおりとします。

第5条（リース料及び支払方法）

- 甲は、表記記載のリース料を乙へ支払います。
- リース料の支払方法及び支払日は、表記記載のとおりとします。
- リース料に含まれる費用等は、表記記載のとおりとします。
- 甲は、リース期間中、理由のいかにんを問わず、リース料料、その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできません。

第6条（別称リース料）

別称リース料が発生する場合は、甲は、表記記載のとおりリース料とは別に、リース契約成立と同時に別称リース料を乙に支払います。

第7条（消費税額及び支払方法）

甲は、消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税に相当する額（以下「消費税額等」という）をリース料に付加して乙に支払います。

第8条（禁止行為等）

- 甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙若しくは丙又はこれらの継承人に対して有する債権とを相殺できません。
- 甲は、自動車を第三者へ譲渡、転貸、担保等への差入その他乙の所有権を侵害するような行為を行いません。
- 甲は、次の各号にかかるとリース契約の申込をいしません。
 - 架空名義、甲以外の第三者名義、又は営業実態のない法人名義によるもの
- 甲以外の第三者利用や転売、転貸、本契約を利用した融資、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引等の不正な目的によるもの

- 甲が所有し、販売店等に売却する等した自動車を対象とするもの
- 甲は、リース契約について次の各号の行為を行いません。
 - 申込書等に虚偽若しくは不実の記載をすること、又は虚偽若しくは不実の届出をすること
 - 表記の場所以外で、自動車を保管すること
 - 申込書等に記載したものの以外の自動車を本契約の対象とすること
 - 自動車の価格を通常考えられる価格と比較して著しく合理性を欠く金額として設定すること
- 甲は、乙の事前の書面による承認を得なければ、次の各号の行為を行うことはできません。
 - 自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の使用状態を変更すること
 - 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること

- 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するし、日本国外に自動車を持ち出すことはできません。
- 自動車に装着又は貼付した他の物の所有権、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害する恐れが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事実を直ちに書面にて乙に報告します。
- 本条において、乙がリース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用（口座振替再振替手数料、催告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用）を負担します。

第9条（自動車の点検等）

- 甲は、乙又は乙の指定する者から、自動車の現況及び使用、保管の状況を点検・検査するため、自動車の保管場所等に立ち入り又は説明・資料の提供等の申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。
- 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。

第10条（自動車の登録等）

- 甲は、乙が陸運支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することによって、予め同意します。
- 乙において、商号変更、住所変更又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づき変更登録・移転登録、検査記入申請を行う必要がある場合には、乙がこの変更登録・移転登録、検査記入申請を行うことと甲は予め承諾するとともに、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことを予め承諾します。また、これらの手続に関連して甲にて対応する事項がある場合にはこれに協力します。

第11条（契約走行距離）

- 自動車の契約走行距離は、表記の月間走行距離の範囲内とします。
- リース契約の満了により返還された自動車の実走行距離が、前項の契約走行距離を超過した場合又はこれにより追加補償、メンテナンス等の費用が発生し若しくは自動車の価値が減少する等の損害を乙が被った場合には、甲はその超過走行料又は補修費用若しくは損害額を乙に支払います。
- 返還された時点の自動車の実走行距離が、契約走行距離に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の減額又は返還等を請求することはできません。

第12条（保険契約）

- 乙は、自動車について、表記記載のとおりリース料の中に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の賃料と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結し、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出し、リース期間中これを継続します。
- 乙は、自動車について、表記記載のとおりリース料の中に自動車任意保険料が含まれる場合は、自動車任意保険契約（車両保険の被保険者）を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本を保管します。
- 甲は、乙の承認を得て、保証契約を保険会社と甲との間で締結することができ、その場合は、車両保険については乙を被保険者とします。また、甲は保険申込書の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出します。但し、この場合、当該保証契約の締結について乙は責任を負いません。

- 前各条の保険契約により補填されない損害（保険適用外、保険金額超過、保険免責等）については、その一切を甲が負担します。
- 保険契約に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従います。

第13条（自動車の品質等の不適合）

- 自動車の品質等の不適合があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、自動車の品質等の不適合の修繕及び自動車の品質等の不適合に起因する損害の賠償等（以下「修繕等」という）及び甲の錯誤に関して 責任を負いません。
- 引渡し時に発見された自動車の品質等の不適合及び引渡し後に発見された自動車の品質等の不適合について、甲は販売店に対して直接、修繕等を請求します。尚、自動車の品質等の不適合の修繕の場合、案件については自動車の保証書の定めに従います。また、乙は、甲の販売店に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲でこれに協力します。
- 甲は、前項に基づいて販売店に対し修繕等を請求する場合においても、リース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることとリース契約を変更することはできません。

第14条（メンテナンスサービス）

- リース料にメンテナンスサービス料が含まれる場合は、甲は、リース期間中、乙の定めるメンテナンス工場（以下「メンテナンス工場」という）で、メンテナンスサービスを受けます。
- 甲は、前項のメンテナンスサービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定します。
- 甲が、やそを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行います。
- 甲は、第1項のメンテナンスサービスを受けない場合でも、リース料の支払その他リース契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンスサービス料の償還を請求することはできません。

- 次の場合の修理等の費用は甲が負担します。
 - 甲の故意もしくは過失に起因する修理等の費用（甲が定められたメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不良が生じた場合の修理の費用を含む）
 - 第12条による保険金で補填されない修繕等（保険対象外及び保険金額超過分）の費用
 - 甲が第3項の定めに対し乙の了解を得ず、甲の整備工場で、独自に行った整備・修理費用
 - 表記記載のメンテナンスサービス項目以外の項目について行った整備・修理等の費用
- 第15条（車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意）

- 甲は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことと予め同意します。また、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのフォックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は捺印します。
- 放置違反金の滞納に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負わないものとし、ます。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担します。

第16条（代車）

- 乙は、表記記載のメンテナンスサービスに代車を含む場合に限り、乙又はメンテナンス工場の選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なることがあるものとし、甲は、これについて予め承諾します。
- 甲は、代車の使用・保管にあたっては、リース契約に定める条項に従ってリースを受けた自動車と同等の管理を行います。
- 甲は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。
- 甲は、代車が警察により移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引取る場合があることに異議なく承諾します。
- 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第91条の4第1項の放置違反納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに要した費用等を負担した場合に、甲は、乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負います。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払います。

第17条（事故処理）

- 自動車に係る事故発生の場合、甲は自らもしくは運転者をして、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置並びに負傷者の救済措置を講じるとし、最寄りの警察署に届け出ます。
- 前項の場合、甲は、直ちに事故発生及びその内容を書面で乙及び保険会社に通ずるとともに、事故処理にあたり、ます。
- 事故の処理にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社の不利益な内容の契約を第三者との間で締結しないものとします。尚その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力します。
- 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第18条（損害賠償）

次の各号に定める損害が生じたときは、甲はそれを引き受けて賠償し、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用（弁護士費用を含む）を乙に支払います。
①甲により自動車又はメンテナンスサービス中の代車の使用・保管に起因して、第三者に対し、人的又は物的損害（盗難による自動車により引き起こされた事故による火災の損害を含む）が発生した場合②甲がリース契約に違反したため、乙に損害（乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合

第19条（自動車の滅失・毀損）

- 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他の一切の危険は、すべて甲が負担します。
- 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。
- 自動車が盗難に合い、もしくは滅失（所有権の侵害を含む）し、又は修理不能の損傷を受けた場合には、乙は、甲に通知して、リース契約を終了させることができます。この場合には、乙に対してリース期間満了時の設定 残存価格（以下、「残価」という）とリース料の残額及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等（以下、「リサイクル料金等」という）の合計額から表記のうち支出を要しなかった費用を差し引いた金額を、中途解約金として直ちに乙に支払います。
- 乙が保険会社から支払を受ける自動車に生じた損傷に係る保険金は、自動車の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき第3項の金額に充当します。
- 第3項の場合で、甲が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に交付し、乙は乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき第3項の金額に充当します。

第20条（費用の変動）

- 甲は、リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。また、支払方法については、乙の定めによります。
 - 法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、備品交付、交換などが生じたとき
 - 登録諸費用、自動車税その他の租税公課に新設、変更等が生じたとき
 - 自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき
 - 自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき
- 表記の消費税額等は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税額等を乙に支払います。

第23条（再リース）

- 甲は、リース期間満了後引き続きリースを希望する場合は、乙に対してリース期間満了の60日前までに、書面により、契約の更新を申入れることができます。
- 前項の契約更新については、新規申込みと同様の手続により乙及び丙の承諾を得て契約を行います。契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲・乙協議の上決定します。

第24条（自動車の返還）

- リース契約がリース期間の満了又は契約解除等により終了したとき又は甲が自動車の使用権限を失ったときは、甲は、自動車の通常運転と第8条第5項 によって乙が承諾したものを除き自動車を原状に修復した上で、直ちに自動車と乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。
- 前項の規定にかかわらず、表記に「オープンエンド方式」と記載された場合においては、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、甲は自動車を現状（第8条第7項 により、甲の所有権を認めたもの及び第三者が所有権を認めたものについては原状に修復します。）にて乙の指定した場所で返還します。
- 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までにリース契約に定めたリース料相当額の損害金を支払うとともに、リース契約の諸条件に従います。
- 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在地から引揚げることができるものとし、甲はこれを妨害したり拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。
- 甲は自動車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を同時に返還します。

第25条（解除又は満了時の精算）

- 契約書に残価の記載がある場合、自動車が返還された時には返還時における一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づき評価額（以下、「評価額」という）から査定評価に要した費用を控除した残額が表記の残存価格を下回った場合にはその差額を甲が乙又は乙の提携会社しに、上回った場合にはその差額を乙又は乙の提携会社が甲に支払います。尚、査定評価に要した費用は甲の負担とします。また、中古車取引の希少な自動車である等の事情により、一般財団法人日本自動車査定協会等による査定評価が困難である場合は、乙が自動車第三者に売却した額から売却に要した費用を控除した額（以下、「売却額」という）を評価額に置き換えて精算します。
- 前項の精算において、甲は自動車の登録抹消費用、運送費用その他費用を別途乙に支払います。
- 第25条の規定により、リース契約が解除され、乙が乙に対して自動車を返還した場合には、返還時における評価額又は売却額から査定評価に要した金額を控除した残額と第22条第3項に基づいて甲が乙に支払った金額の合計額が同項において甲が負担した金額を超過したときは、乙は甲に対し同項において甲が負担する金額を上限として、その超過金額を返還します。

【保証委託契約約款】

第26条（保証委託及び集金代行）

- 甲は、リース料支払債務、残価の精算に係る支払債務その他リース契約に基づき乙に対して負担する債務を、丙に連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾します。
- 前項に基づき丙の保証の受託は、丙が所定の手続をもって連帯保証することの承諾を乙に通知した時に成立するものとします。
- 甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、集金及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払がなされたものとみなす。
- 第27条（保証債務の履行）
 - 丙は、甲が第21条の 各号の一にでも該当したときは、甲及び連帯保証人に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部を履行することができます。

第28条（求償権の事前行使）

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても第34条第2項に定める求償債務の全額（以下「事前求償権」行使することができます。

- 第21条の 各号の一にでも該当したとき
- リース契約が解除されたとき
- 失踪又は刑事上の訴追を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき

- 第29条（求償権の行使）
 - 丙が乙に対して保証債務を履行した場合、甲は第34条第2項に基づき保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれに対する遅延損害金として、第33条に基づき保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.60%の割合による金額（但し、保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による金額）並びに第35条に基づき求償権の行使に要した費用を、丙の請求により直ちに丙に支払います。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できません。

第30条（自動車の預り）

- 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引渡します。
 - 第21条の 各号に該当したとき
 - リース契約が解除されたとき
- 甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払を免れることはできません。

第31条（自動車の所有権）

- 甲及び連帯保証人は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、予め承諾します。
- 前項より自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、乙は、客観的にみて相当な価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済を完済することができます。

尚、この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属したものであるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の評価に含めます。

- 丙は、使用済自動車 の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴い移転する費用及び料金等を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができる。

【共 通 約 款】

第32条（通知及び報告）

1. 甲又は連帯保証人は、住所、氏名、商号、代表者、勤務先等の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変更、変化があったとき及び甲又は連帯保証人に係る個人情報、保佐人、補助人、任意後見監督人等が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面で乙及び丙に通知します。

2. 甲は、乙等から請求があったときは、その事業又は勤務先の状況及び自動車の使用、保管の状況等を報告し、毎決算期の決算書類その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。

3. 乙において甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知がない限り、リース契約の住所欄、氏名欄の記載に従って通知し、その通知が到着した時から効力が生じます。通知を受けた甲又は連帯保証人の住所に差し出されたにもかかわらず、甲又は連帯保証人に差着し又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

- 甲及び連帯保証人は、前項の延滞又は不着により生じた損害及び不利益を、乙等に対し主張できません。
- 甲又は連帯保証人が、第1項の書面による通知を怠ったとき、乙からなされたリース契約又は保証委託契約に関する通知が、延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 甲又は連帯保証人に差送した通知が不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に甲又は連帯保証人に対し通知が到着したものとみなします。

7. 甲及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を丙又は丙の委託する者が調査しても何ら異議を述べません。

第33条（遅延損害金）

甲がリース契約及び保証委託契約に基づき乙等に対する支払を遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。

但し、リース契約

及び保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による遅延損害金を支払います。

第21条（期限の利益喪失）

- 甲が次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合（但し、第2号から第9号 までの事由については、乙等が当該事由の発生を認識したとき）には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらずリース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。
 - リース料その他の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき
 - 一般の支払いを停止したとき、又は小切手もしくは手形の不渡りを一回でも発生したとき
 - 仮差押、仮処分、差押、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続開始、清算、特別清算、破産手続開始、会社更生手続開始、負債整理のための特定調停の申立をし、もしくは私的整理（任意整理）などに入ったとき
 - 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - 経営が相当悪化し、又はそのおそれがある と認められる相当の事由があるとき
- 自動車について必要な保存行為をしないとき
- リース契約の条件又は乙との間の他の契約条項の一にでも違反したとき、又は乙が期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、甲がこれに応じないとき
- 連帯保証人が前記各号の一にでも該当した場合において、乙及び丙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき

⑨前各号のほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき

⑩この契約以外の乙及び丙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき

第22条（契約解除）

- 乙は、甲が前条第1項各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、リース契約を解除することができます。
- 前項により、リース契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲はリース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償します。
- 第1項により、リース契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に対して、リース料残額と残価 の合計額を直ちに支払います。 また、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払います。
- 第34条（連帯保証人）
 - 連帯保証人は、表記事項、及びリース契約約款の条項を承認の上、リース契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務（以下合わせて「本件債務」という）を保証し、甲と連帯して保証債務を負うものとします。
 - 第5条に定めるリース料料及び消費税額等
 - 第11条第2項に定める修修費用及び損害額
 - 第19条第3項に定める中途解約金

④第22条第2項に定める評価額及び損害額並びに同条第3項に定めるリース料残額と残価の合計額及び損害額並びにリサイクル料金等相当額

⑤第25条第1項に定める評価額の残額が残存価格を下回った場合の差額及び同条第2項に定める費用

⑥第33条に定める遅延損害金

⑦第35条に定める費用

2. 連帯保証人は、保証委託契約約款の条項を承認の上、丙が保証債務を履行した場合には、保証委託契約に基づく甲の丙に対する次の各号に掲げる求償債務（以下合わせて「求償債務」という）を保証し、甲と連帯して保証債務を負うものとします。

- 前項に定める丙の保証履行額
- 第33条に定める遅延損害金（求償債務にかかるものとして）
- 第35条に定める費用（同上）
- 連帯保証人は、乙等がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとし、ます。
- 連帯保証人が乙に対して丙の保証に係るリース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次のとおりとします。
 - 丙が保証債務の履行をしたときは、連帯保証人は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の免責の主張をしません。
 - 丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の有していだ一切の権利を行使することができます。
- 連帯保証人が乙に対する自らの保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、丙に対して何らの求償を行いません。
- 乙等が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとします。

- 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
 - ①甲は、契約締結時の次の情報を全くと連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを乙及び丙に対して表明及び保証します。
 - i)財産及び収支の状況
 - ii)本件債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ②本件債務の担保として提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- ②連帯保証人は、甲から前号の情報全ての提供を受けたことを、乙及び丙に対して表明及び保証します。
- ③連帯保証人は、前二名の表明が真実でない場合は、乙等の請求に応じて、直ちに乙等に対する一切の債務を履行するとともに乙等に生じた損害を賠償します。

7. 甲は、乙等が連帯保証人に対して、甲の乙等に対する債務の履行状況に関する情報を開示することを予め承諾します。

第35条（費用負担）

甲はリース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担します。

- ①リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振込により支払った場合の振込手数料
- ②乙等が、リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用（弁護士費用を含む）
- ③甲がリース料の支払を遅滞したことにより、丙が振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、システム手数料、事務手数料の費用として丙所定の手数料。
- ④丙が訪問集金をしたときは、訪問集金費用として丙所定の手数料。
- ⑤丙が甲又は連帯保証人に対し書面による通知・催告をしたときは、これらに要した実費

第36条（乙及び丙の権利の譲渡）

1. 乙及び丙は、甲の承諾を得ないで、リース契約又は保証委託契約に基づく乙等の権利の全部又は一部を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。
2. 乙は、甲の承諾を得ないで、自動車の所有権をリース契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条（営業時間外の振込みの取扱）

甲及び連帯保証人は、本契約に基づく 債務の支払について、乙等所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻に過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議を述べません。

第38条（住民票等取得の同意）

甲及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された甲及び連帯保証人に相違ないことを確認するため及び契約成立後の債権管理のため、乙等が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。